

定 款

公益社団法人

中部小型船安全協会

(昭和52年1月 制 定)
(昭和53年5月一部改正)
(平成11年7月一部改正)
(平成15年6月一部改正)
(平成22年6月一部改正)
(平成23年5月制定・平成24年4月1日施行)
(平成25年6月一部改正)
(平成27年6月一部改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人中部小型船安全協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、愛知県及び三重県の沿岸海域において、モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶の海難を防止するとともに、運航マナーの向上を図ることにより安全で秩序ある海洋レクリエーションの普及・発展と小型船舶による災害時の支援活動により、市民生活の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小型船舶の交通安全に関する教育
- (2) 小型船舶に対する安全パトロール
- (3) 小型船舶の交通安全思想の普及及び宣伝
- (4) 小型船舶の交通安全に関する調査及び研究
- (5) 小型船舶による災害支援活動
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 本協会の事業区域は、愛知県及び三重県の沿岸海域において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 モーターボート、ヨット、遊漁船、瀬渡船等の小型船舶に関係を有し、
本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人又は団体
(入会)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を
会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使す
る者（代表者一人に限る。）を定め、会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会にお
いて別に定める入会金及び毎事業年度会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会におい
て別に定める賛助会費を毎事業年度納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に、
いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の半数以上で
あって総正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、
その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款、規則又は総会の議決に違反したとき

(2) 本協会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 1年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

(6) 正会員全員の同意があったとき

(抛出金品の不返還)

第11条 資格喪失した会員には、既納の入会金、会費及び抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 賛助会員は、第1項の総会に出席することができる。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日の2週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面により通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(議決権)

第17条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、委任状を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会長及び出席した正会員の中から選任された2名以上の議事録署名人が記名押印するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び議決権の代理行使者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) その他法令で定められた事項

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第22条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長及び1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員又は正会員の権利を行使する者の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から理事2名以内及び監事を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

- 2 会長は、本協会を代表し、本協会の職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第30条 本協会に顧問5名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会

の終結の時までとする。

5 顧問の報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本協会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べるものとする。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会の招集は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

3 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。

4 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき

5 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事及び監事の現在数、出席理事及び監事の数、氏名

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) その他法令で定められた事項
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 専門委員会 (専門委員会)

- 第37条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 事務局 (設置等)

- 第38条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免する。
- 4 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計 (事業年度)

- 第39条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(事業計画及び収支予算)
- 第40条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。
(事業報告及び決算)
- 第41条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属証明書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供する

とともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 42 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 本協会は、総会の決議によってこの定款を変更することができる。

(解散)

第 44 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することにより行う。

第 12 章 雑則

(細則)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上、必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 本会の設立により、中部小型船安全協会の会員及び一切の資産は、本会が継承する。
- 2 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和52年3月31日に終わるものとする。
- 4 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
- 5 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。

附 則

この定款は、第四管区海上保安本部長の認可のあった日（平成15年6月20日）から施行する。

附 則

この定款は、第四管区海上保安本部長の認可のあった日（平成22年6月10日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は次のとおりとする。
氏名 丹羽幹夫
- 4 社団法人中部小型船安全協会定款（昭和52年1月）は廃止する。

附 則

この定款は、定時総会において一部改正の承認のあった日（平成25年6月6日）から施行する。

附 則

この定款は、定時総会において一部改正の承認のあった日（平成27年6月5日）から施行する。